

盛岡市中央公園整備事業公募設置等における事業者募集質問書に対する回答について

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|-------|--|---|
| 1 | 3 | 求める機能 | グランドゴルフ場 必要性の提示。 | グランドゴルフ場の整備をして欲しいとの要望を受け、市では整備の際に検討する旨の回答をしていることから、指針の項目に明記したものです。 |
| 2 | | | グランドゴルフ場 地域住民からの意向調査を実施したものか。また、意向調査を実施しているのであれば要望している人数の統計は何人か。 | グランドゴルフ競技者からの要望であり、地域住民のどれ位の方が要望しているか統計を取ったものではありません。 (本宮地区まちづくり懇談会で要望が出されたもの) |
| 3 | | | グランドゴルフ場 利用人数、頻度、競技人口などの情報。 | グランドゴルフの利用人数、頻度及び競技人口等は把握していません。 |
| 4 | | | グランドゴルフ場 市町村規模あるいは全国規模に対応すべく認定コースが望ましいか。 | グランドゴルフ競技者から、日常的に利用できる整備要望があったものであり、本市では認定コースの整備を想定していません。 |
| 5 | | | グランドゴルフ場 簡易なコースであれば、事業範囲外のエリアでグランドゴルフを行わせれば良いのではないか。 | 事業範囲外でのグランドゴルフの利用を想定し、出来ることわかる提案でも構いません。 |
| 6 | | | グランドゴルフ場 事業範囲内で整備した場合、収益事業に影響があることも想定されるため、有料での運営は可能であるか。 | 有料運営は可能です。 |
| 7 | | | グランドゴルフ場 有料グランドゴルフ場を整備する場合、行政で無料グランドゴルフ場を整備することはないのか。 | 市では、無料グランドゴルフ場を整備する計画はありません。また、認定計画提出者において指針に定める条件に沿って、民間投資においてグランドゴルフ場を設けるのであれば、経営に支障がないか相談したうえで対応になると思われれます。 |
| 8 | | | グランドゴルフ場 認定計画提出者の負担において整備するのでしょうか。 | 事業範囲内外でグランドゴルフが出来る事業計画の提案を求めています。事業計画において、市で整備する範囲と認定計画提案者が整備する範囲を明確にしてもらうことを想定しています。 その考えに基づくと認定計画提案者の事業提案によって、認定計画提案者が整備するものか、市またはプレーする団体が整備するものか整理されるものと考えています。 |
| 9 | | | グランドゴルフ場 グランドゴルフについて運営及び管理については、認定計画提出者が行うこととなるのでしょうか。 | 事業範囲内外に関わらず、認定計画提案者が運営及び管理する範囲の提案を求めています。 仮にグランドゴルフ場が整備される場合、認定計画提案者の事業提案によって、認定計画提案者が運営及び管理するのか、市またはプレーする団体が運営及び管理するのか協議して整理するものと考えています。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|--|
| 10 | 3 | 求める機能 | 広場 広場機能とは、どのようなものを想定しているか。 | 広場についての機能は特に想定はしていません。 広場のことを明記した意図は、事業範囲内に建蔽率範囲内だからといって巨大な建築物を建築されるとオープンスペースとしての公園機能が損なわれる虞があるためであり、建築物と公園機能が融和された提案として欲しいと考えています。 |
| 11 | 4 | 特定公園施設や公募対象公園施設に係る諸条件 | Iの計算式 「 $J = C + D + H$ 」 「 $32\% = 10 + 12 + 10$ 」 ではないか。 | Iの計算式ですが 「 $J = \underline{C} + D + H$ 」 「 $J = D + H$ 」 の間違いです。訂正をお願いします。 |
| 12 | | | Jの計算 「 $K = A \times I$ 」 「 $91,520 \text{ m}^2 = 286,000 \times 32\%$ 」 ではないか。 | 「 $K = A \times I$ 」 「 $91,520 \text{ m}^2 = 286,000 \times 22\%$ 」 で合っています。Iの計算式が間違っていたため錯綜させてしまいました。 |
| 13 | | | 壁を有しない高い開放性を有する建築物を含む建蔽率について 建築確認の必要性の有無や、建蔽率内での屋根の広さ大きさなどに制限はないか。 | 本項目は、建築確認申請が必要な建築物のことを指しています。屋根の広さや大きさなどに特段制限はないですが、建築構造を最低限クリアする必要があります。 なお、四阿（あずまや）も建築確認申請が必要な建築物なので建蔽率にカウントされることを申し添えます。 |
| 14 | | | 利用増進施設と利便増進施設について 利用増進施設と利便増進施設との違い。 | 利用増進施設と利便増進施設は同じです。正しくは「利便増進施設」です。 |
| 15 | 事業範囲 | 計画事業範囲について 事業計画範囲の意図、理由、根拠は。また、計画事業範囲の全てを民間事業者で整備する計画と必要があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ■意図 中央公園として都市計画決定している範囲のうち、未整備区間を事業計画範囲としたものです。 ■理由 未整備区間のうち、民間投資で整備する範囲と残った範囲を市の整備とした場合、それぞれが違うコンセプトワークで整備し、使い難い公園となることを避けるため、未整備区間一体を事業計画範囲としました。 ■根拠 意図に記載してあるとおりです。 ■整備範囲 事業計画範囲を民間事業者が全て整備する必要はありません。事業提案する際は、事業提案者が整備する範囲と市が整備する範囲を明確にして提示して下さい。 | |
| 16 | | 計画事業範囲外について 事業計画範囲外の施工は可能であるか。 | 事業計画範囲外は、国の支援を頂いて整備している範囲です。 施工は可能ですが、補助金返還の発生が想定され、国との協議に時間を要すほか、発生した場合は、民間事業者で負担することが前提となることを申し添えます。 | |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|------|--|---|
| 17 | 4 | 事業範囲 | 工事可能範囲について 工事可能範囲の意図, 理由, 根拠は。 | 中央公園として都市計画決定している範囲のうち, 未整備区間が事業計画範囲です。その事業計画範囲のうち, 用地未買収及び建物補償が未完の部分を除いたものが工事可能範囲となります。 |
| 18 | | | 工事可能範囲について 工事可能範囲から除かれた計画範囲はどうなるのか。また, 除かれた計画範囲が整備できるようになる時期はいつか。 | 工事可能範囲から除かれた計画範囲は, 地権者から理解を頂いているのですが, 予算化がなかなか出来ずに進んでいないものです。 予算化が出来次第, 用地補償計画を締結することで, 工事可能範囲となります。 |
| 19 | | | 工事可能範囲の道路計画について 工事可能範囲に道路を含む部分と含まない部分があるが, 道路計画の形状は動かせないのか。 | 工事可能範囲から外れている道路の整備は, 国から支援をいただいで整備したものです。 形状の変更をしての施工は可能ですが, 補助金返還の発生が想定され, 発生した場合は, 民間事業者で負担することが前提となることを申し添えます。 なお, 工事可能範囲内にある道路は, 計画変更して施工することは可能です。 |
| 20 | | | 工事可能範囲の駐車場について 中央公園の駐車場に関する基本方針はあるか。 | 中央公園内にある各施設を整備する際, その都度, 駐車場の規模を決定しているため, 整備基本方針はありません。 都市公園(各施設も含む)利用者に供する駐車場として整備していますが, それ以外の運営方針はありません。また, 有料駐車場とすることも可能であるあることを申し添えます。 |
| 21 | | | 工事可能範囲の子ども科学館の駐車場について 市で整理した整備後のイメージ図には, 子ども科学館の駐車場がないが, 駐車場が不要と考えて良いのか。 | イメージ図を策定してから, 年数が経っており, 子ども科学館の駐車場の必要性については検討の余地があると思います。 具体的な整備検討をする際には, 所管部署である教育委員会との協議は必要となると考えていますが, 駐車場がある前提で考えるべきと思われるます。 |
| 22 | | | 工事可能範囲の工事について 工事期間中の騒音及び振動に対する近隣住民からの協力は得られるか。 | 工事内容及び事業スケジュールが明確となった際には, 事業計画提案者が主体となって市と連携し, 住民説明会を開催して理解と協力を得ることが必要となります。 |
| 23 | | | 工事可能範囲の境界について 防音壁やフェンスの設置は必要か。 | 防音壁やフェンスの設置を市では考えていませんが, 事業提案書策定の際に検討してください。また, 住民説明会の際に地域住民から整備を求められた場合は市と協議のうえ, 事業計画提案者の負担で整備が必要となる場合があることを申し添えます。 |
| 24 | | | 工事可能範囲外にある遊具広場について 遊具広場拡張及び遊具の増設は可能か。 | 遊具広場の拡張は可能ですが, 補助金返還の発生が想定され, 発生した場合は, 民間事業者で負担することが前提となることを申し添えます。また, 遊具の増設に関して市では考えていませんので, 事業計画提案者の費用負担において, 遊具を増設するのであれば可能です。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|----------------|---|--|
| 25 | 4 | 事業範囲 | 工事可能範囲外にある噴水や橋梁の点検・補修について 岩手県立美術館前にある噴水及び橋梁の点検・補修を行う予定はあるか。 | 市全体の都市公園施設を限られた予算のなかで緊急性の高いものから点検・補修を行っています。 岩手県立美術館前に噴水及び橋梁の点検・補修を行う必要があることは認識していますが、緊急性の高いものでも対応に苦慮している現状と厳しい財政状況を勘案すると、中央公園の噴水及び橋梁の点検時期は未定の状況です。 |
| 26 | | | 管理運営業務に係る指定管理について 市から指定管理料を受託するのではなく、認定計画提出者の負担において中央公園の維持管理を行うことになるのか。 | 事業提案時に認定計画提出者となることを想定し、認定計画提出者が維持管理する範囲を提案して下さい。 認定計画提出者が提案した部分は、認定計画提出者みずからの費用負担において維持管理していただきます。それ以外の範囲は、市の負担において維持管理していくこととなります。 なお、市で維持管理する範囲について、指定管理者制度を導入するか、または指定管理者として認定計画提出者に委託するかは未定です。 |
| 27 | | | 現在の指定管理者制度について 現在、指定管理者契約している業者、委託業務の範囲及び委託料の支払い金額等を示せ。 | 中央公園に関しては指定管理者制度を導入するに至っていません。 したがって、業者、委託業務範囲及び委託料等は、他の都市公園における維持管理の緊急性を勘案しながら、維持管理している状況であり、毎年、維持管理内容等により、委託業者及び委託料に相違があります。 |
| 28 | | 公募対象公園施設の設置 | 期間終了に伴う建築物の取り扱い 公募対象公園施設として建築した建物は、事業期間終了後には解体撤去する必要があるか。 | 次のとおりとなります。 ■STEP 1 事業継続の有無について、市と協議することとなります。 ■CASE 1 <事業を継続したい場合> 再度、公募設置管理制度による事業公募を行い、事業提案者の審査を行うこととなります。 認定計画提出者となった場合は、建物の継続使用か解体撤去して再建築する判断が必要となります。 認定計画提出者となり得なかった場合は、新たな認定計画提出者が建物の継続使用を希望した場合、市も含めた3者で取り扱いを協議します。また、新認定計画提出者が継続使用を希望しない場合は、認定計画提出者での解体撤去が必要となります。 ■CASE 2 <事業を止める場合> 認定計画提出者において解体撤去することが基本となります。しかし、市と協議の上、建物の財産権を市に帰属する場合もあります。 |
| 29 | 5 | 認定計画提出者が行うイベント | イベント計画書 様式は決定されているのか。 | 任意様式です。 いつどのようなイベントを開催するか年間予定を提出していただきます。また、各イベントについては、実施内容が整理できた時点でイベント規模や内容が理解できる計画書を提出していただきます。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|------------------|--|--|
| 30 | 5 | 認定計画提出者が行うイベント | 共催も可能か 主催だけではなく、共催も含まれるか。 | 認定計画提出者が行うイベントに共催は含まれません。 |
| 31 | | | 公募対象公園施設内のイベント 公募対象公園施設内のイベントに関する「イベント計画書」の提出が必要か。 | 基本は、公募対象公園施設内のイベント計画書の提出は不要です。 しかし、都市公園内であることを鑑み、認定計画提出者には、市民の利便性向上に繋がるイベントとするパブリックマインドが必要と考えております。 |
| 32 | | | 市主催のイベント 市主催のイベント使用は考えているのか。 市と認定計画提出者のイベントが重なった場合の対応はどうか。また、認定計画提出者とそれ以外の者が行うイベントが重なった場合は、どちらが優先されるのか。 | 今年度は、いわて盛岡シティマラソン及びもりおか環境緑化まつりで中央公園を利用する計画はありますが、計画範囲内で市が主催するイベントはありません。 市と認定計画提出者のイベントが重複しないように年間のイベント計画書を提出してもらうものです。イベント計画書により、市と認定計画提出者が日程調整することとなります。 |
| 33 | | | 条例名 条例第6条第1項や条例第9条は何の条例か。 | 盛岡市都市公園条例です。 |
| 34 | | | イベントによる騒音,アルコール及び火気使用について 騒音,アルコール及び火気使用に対する市の考え方を示せ。 | 市では、音楽イベント等の開催は、騒音に関しては近隣住民から了解を得られる範囲（音量と時間）と考えています。したがって、音楽イベント等の開催については、近隣住民への説明と調整が必要となります。 アルコールの提供は、公共空間での提供を控えていた時期がありましたが、ニーズの変化により、節度あるアルコールの提供は可能と判断しています。 市条例で火気を禁止しており、火気使用の範囲は実施協定のなかで整理したいと考えています。 |
| 35 | | 認定計画提出者以外が行うイベント | 公園使用料の二重徴収について 認定計画提出者以外の者が行うイベントに関して市が使用料を徴収することであるが、認定計画提出者とそれ以外の者からの二重徴収にならないのか。 | 認定計画提出者が負担する公園使用料は、P8にある「公募対象公園施設等の営業行為を行う部分」で認定計画提出者が専用して使用する面積に、市条例で定める単価を乗じた金額です。 認定計画提出者以外から、使用料を徴収する場合は「公募対象公園施設等の営業行為を行う部分」以外で開催するイベント等になります。 「公募対象公園施設等の営業行為を行う部分」でイベントを開催する場合は、認定計画提出者の裁量において使用料を徴収できるものと考えています。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|------------------|---|---|
| 36 | 5 | 認定計画提出者以外が行うイベント | <p>認定計画提出者の公園使用料徴収について</p> <p>認定計画提出者が認定計画提出者以外の者から使用料を徴収できる方法はないのか。</p> | <p>認定計画提出者が認定計画提出者以外の者から使用料を徴収するためには、市が設定する運営権を認定計画提出者が市から有料で買取る方法（コンセッション）や、それに伴う市都市公園条例の改正等の手続きがあります。</p> <p>認定計画提出者となった際には、市と協議して整理する事項となります。</p> <p>なお、No.35 に記載したとおり、認定計画提出者が専有使用する「公募対象公園施設等の営業行為を行う部分」については、認定計画提出者の裁量において使用料を徴収できるものと考えています。</p> |
| 37 | 6 | 特定公園施設の建設に関連する事項 | <p>市が負担するイニシャルコストについて</p> <p>市が負担するイニシャルコストの考え方を示せ。</p> | <p>■設計業務費等</p> <p>今回の公募設置管理制度を活用することにより、計画変更が必要となりますが、市では過去に国費と市費を財源として計画を策定した経緯があります。</p> <p>一度、公費で策定した計画の変更にかかる業務委託の実施は困難であるため、認定計画提出者の負担において設計業務を行っていただくものです。</p> <p>■建設工事費</p> <p>本来は、認定計画提出者が専用的に使用する土地は、公園使用料を市に支払っていただくこととなります。</p> <p>しかし、市では、認定計画提出者が整備する公募対象公園施設及び占用物件に合わせた特定公園施設の整備は困難であるため、市が本来得られる都市公園使用料を無償にする相対部分として、民間資金で投資して整備することを求めているものです。</p> <p>■その他</p> <p>今回のケースは、全国的には例のない公園使用料を相殺して特定公園施設を整備するケースとなることから、特定公園施設の帰属が寄付行為に当たるかどうかの判断は、認定計画提出者が決定後に市と認定計画提出者とで関係部署と協議して整理したいと考えています。</p> |
| 38 | | | <p>ランニングコストについて</p> <p>市が拠出するランニングコストを示せ。</p> | <p>認定計画提出者が示す特定公園施設の維持管理範囲は、認定計画提出者の負担において、維持管理を行っていただきます。</p> <p>市が維持管理する範囲については、No.27 の回答と同じで、他の都市公園の状況を勘案しながら緊急性の高いものから順次行っていくこととなるため、中央公園に対して市が拠出する金額は提示できません。</p> |
| 39 | | | 設計業務 | <p>どんぐりの森にある樹木数等について</p> <p>どんぐりの森にある樹木数等を示せ。</p> |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---------------------|--|--|
| 40 | 6 | 設計業務 | どんぐりの森の伐採等について どんぐりの森の伐採は可能であるか。可能な場合の程度を示せ。また、移植は可能かも併せて示せ。 | 現地踏査した際、枯れ木があることは確認しており、枯れ木の伐採は可能です。 なお、市が所有する樹木ではないため、所有者である盛岡北ロータリークラブと協議が必要となります。 |
| 41 | | | どんぐりの森にある樹木の有効活用について 具体的な条件を示せ。 | 市で活用事例等は特に考えていませんので、各提案者において活用策を検討し、所有者である盛岡北ロータリークラブとの協議が必要となります。 |
| 42 | | | 設計業務に係る技術的指針及び完了検査項目について 技術的指針及び完了検査項目を示せ。 | 各提案者において工事内容が変わりますことから、認定計画提案者が確定した後に各種工種に合う技術指針及び完了検査項目を双方で確認しながら、当方から提示することになります。 |
| 43 | 8 | 認定計画提出者が行うイベント | 伐採できない樹木について 伐採できない樹木について示せ。 | どんぐりの森に樹木は、盛岡北ロータリークラブが管理している樹木です。枯れ木の伐採や樹木の移植は可能ですが、生きている木の伐採は、盛岡北ロータリークラブと市の協議が必要です。 |
| 44 | | 公募対象公園施設の場所 | 市街化調整区域への建築制限について 特定公園施設、公募対象公園施設及び占用物件に関し、市街化調整区域に建築した場合の制限を示せ。 | <p>■特定公園施設及び公募対象公園施設 特定公園施設及び公募対象公園施設は、公園施設としての位置付けがあるため、都市計画決定されている中央公園内での建築に関しては、指針で示している建蔽率以外は特段の建築制限はありません。 しかし、公募対象公園施設として認定できる判断は難しいため、事業計画策定時点で構いませんので、公園みどり課担当者に相談して下さい。</p> <p>■占用物件 占用物件で建築確認申請が必要になる施設を市街化調整区域に建築する場合、都市計画審議会に諮る必要があります。建築の可否は、都市計画審議会において判断することとなります。 保育園は占用物件に該当するため、保育園の建設位置が市街化区域であれば、特段問題はありません。しかし、市街化調整区域に建築するのであれば、都市計画審議会の判断となるため、保育園の建設位置については十分留意願います。</p> |
| 45 | | 設置管理許可の開始時期 | 公園使用料の発生時期について 設置管理許可の平成31年9月から公園使用料が発生するのか。 | 公園使用料の発生時期については、協定締結時に市と認定計画提出者で協議して整理することとなります。 |
| 46 | | | 設置管理許可の時期について 設置管理許可は工事着手日と考え良いか。 | 設置管理許可の開始時期は、工事着手日を想定しています。認定計画提出者は市都市公園条例第2条に基づき速やかに設置許可申請を行ってください。市から公園内における公募対象公園施設と占用物件の許可を出す目安です。 |
| 47 | | 公募対象公園施設の使用料等の額の最低額 | 事由について 事由とは何か示せ。 | 自由の間違いです。 |
| 48 | | | 公園使用料の減免 公園使用料の20年間無償が特定公園施設整備に係る市の負担と考えて良いか。 | 各施設の占用期間は10年となりますが、継続使用を希望する場合は、10年更新が可能となります。したがって、20年間の使用が可能で、20年間の公園使用料が無償になると考えているものです。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----|---------------------|---|--|
| 49 | 8 | 公募対象公園施設の使用料等の額の最低額 | 公園使用料の徴収 認定計画提出者が認定計画提出者以外の者から使用料を徴収できる方法はないのか。 | 認定計画提出者が専用的に使用する範囲以外の範囲において、認定計画提出者以外の者から使用料を徴収するには、市が設定する運営権を認定計画提出者が市から有料で買取る方法（コンセッション）が考えられます。 なお、それに伴う市都市公園条例の改正等の手続きが必要であることから、認定計画提出者となった際には、市と協議して整理する事項となります。 |
| 50 | 9 | 公募対象公園施設の使用料等の額の最低額 | 都市公園の活動資金等について 中央公園に限定した活動資金にすることは可能か示せ。 | 公園活性化交流広場として、中央公園を含めた4箇所の大規模公園で新たな都市公園の活用を摸索する活動を行っております。 活動自体は独立採算ヘシフトしてきていますが、新たな試みとしてパークトークを開催しています。様々な都市で活動している方の講演会等の費用に充当し、新たな試みを各大規模公園にフィードバックしたいと考えていますことから、その主旨に賛同いただいた上で提案して頂ければ幸いです。 なお、本活動資金に関しては、市の歳入にしたことにより公園行政に充当されないということがないように、緑のまちづくり会議で管理したいと考えています。 |
| 51 | | | 市街化調整区域への占用物件の建築について 様々な手続きを示せ。 | No44 の回答と同じ。 |
| 52 | | 利便性増進施設の設置に関する事項 | 公園内に駐輪場を設ける場合について 駐輪場の設置義務があるのか、また、占用料が発生すると考えて良いか。 | 駐輪場の設置義務はありません。また、認定計画提出者において、駐輪場を設ける場合は占用料が発生します。 |
| 53 | 10 | 認定の有効期間 | 認定の有効期間について 2040年3月31日までは無条件で許可されると考えて良いのか。 | 協定締結等の諸手続きや工事完了検査が無事終了となれば、2040年までの許可となります。 法等に抵触する行為があった場合は、許可になりません。 |
| 54 | | 認定の有効期間 | 2040年意以降の取り扱いについて 2040年以降の公募対象公園施設及び占用物件の取り扱いはどうなるのか示せ。 | No28 の回答と同じ。 新たな認定計画提出者となった場合は、公園使用料が発生します。 |
| 55 | | 公募の実施に関する事項 | 代表企業について 代表企業の出資要件はあるのか。 | 出資は必要ですが、その他の要件はありません。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----|---------------|---|--|
| 56 | 12 | 公募の手続きに関する事項等 | 供用開始について 特定公園施設及び公募対象公園施設の供用開始時期も保育園と一緒にするのか示せ。 | 特定公園施設及び公募対象公園施設に対する供用開始の時期について定めはありませんが、協定締結時に協議して定めることとなります。 |
| 57 | | | プレゼンテーション及びヒアリングについて プレゼンテーションの方法等を示せ。 | <p>■プレゼンテーション</p> <p>プロジェクターによる投影でのプレゼンテーションとなります。また、パワーポイントによる画面操作とします。</p> <p>当日のプレゼンテーションのデータは、前日までに市担当者へ提出して下さい。当日に使用するPCへデータを入力していきます。</p> <p>■資料</p> <p>事業提案書に記載してある以上の追加資料は認めません。(事業提案書にある内容を分解や合わせたの資料作成は可)</p> <p>■パワーポイント機能</p> <p>動画は認めません。</p> <p>なお、アニメーションは可とします。</p> <p>■模型</p> <p>模型等の持ち込みは追加資料となるため認めません。</p> |
| 58 | 14 | 応募書類(公募設置等計画) | 応募登録申込書及び誓約書について 印鑑証明と同一でなければならぬか示せ。 | 出資予定者及び構成員にかかる認印で良いです。 |
| 59 | | 事業提案書類等 | 事業提案書のファイル等の指定について どのようなファイルで綴り方の指定等はあるのか。 | 特にありません。 |
| 60 | | | 様式等について 配置図の縮尺指定、配置図に示す範囲、図または説明資料の枚数を示せ。 | <p>■配置図の縮尺指定</p> <p>特にありません。</p> <p>■配置図に示す範囲</p> <p>配置図に示す範囲は、事業提案者の判断になりますが、最低限、計画策定範囲の完成形と工事実施範囲が理解できるように示すことが必要となります。</p> <p>■事業提案書類の枚数</p> <p>枚数の制限はありませんが、選定委員会の方々には限られた時間で書類を見て審査することとなるため、少ない枚数で事業計画がわかりやすい資料とすることがポイントとなります。したがって、表紙や目次を含めて10ページ程度で纏めることが良いと考えます。</p> |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----|--------|--|---|
| 61 | 16 | 審査方法等 | 緑のまちづくり会議において示す基準について P17の5-6-3の基準と考えて良いか。 | P17の5-6-3 評価の基準の事です。 |
| 62 | 17 | | 評価の基準による価格評価について どのように評価されるのか示せ。 | 価格評価の対象は、特定公園施設整備に関することとなります。今回は、特定公園施設整備に対する対価として、公園使用料を20年間無償とすることを想定していますことから、特定公園施設整備の内容（整備範囲や機能）が評価対象となります。 なお、応募者数が未定で明確に示すことが出来ませんが、最良評価者10点、次点以降の評価は係数を乗じて配点することとなります。 |
| 63 | 18 | | 提案内容の公表について 提案した内容は公表されるのか示せ。 | 認定計画提出者の提案内容は公表しますが、次点以降の提案内容は公表しません。また、認定計画提出者の提案内容の公表は、市と協議うえ、公表することとなります。 |
| 64 | 別紙 | 工事可能範囲 | 現在ある民家の接道及び敷地境界線について 現在ある民家の接道及び敷地境界線は工事可能範囲か。 | 現在ある民家の接道は工事可能範囲となりますが、仮に工事する場合は、民家の生活道を確保する必要があるため、仮道の整備が必要となります。 敷地境界線及び民家の敷地は工事可能範囲外となります。 |
| 65 | | | 現在ある民家の接道における建築確認申請上の手続き 接道の工事を行った場合の建築確認申請上の手続きは認定計画提出者で行うのか示せ。 | 現在ある民家は、同位置で新築や増築を行い、建築確認申請が必要となる行為を想定していません。 したがって、家屋で建築確認申請が発生しない限りは、接道を工事しても手続きは発生しません。また、工事可能範囲からは外れています。 |
| 66 | | | 工事可能範囲外にかかる整備スケジュールについて 工事可能範囲外にかかる整備スケジュールを示せ。 | 工事可能範囲外は、国の補助金を財源として想定しています。しかし、年々、国の補助交付額が減額されているため、事業スケジュールを示せる状況にありません。 |
| 67 | | | 工事可能範囲外にある駐車場について 駐車場の移設は可能であるか。また、駐車場内への建物の建築は可能か示せ。 | <ul style="list-style-type: none"> ■駐車場の移設 移設は可能ですが、国の支援で整備した駐車場のため、移転の場合は国庫補助金返還が発生します。 よって、異説する場合は、国庫補助金の返還費用を、認定計画提出者が負担すれば可能となります。 ■駐車場への建物の建築 建物を建築することは可能ですが「駐車場の移設」と同じ手続きや費用が発生します。 ■駐車場の取り扱い 移設する場合は、特定公園施設としての整備となると考えられます。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----|--------|--|---|
| 68 | 別紙 | 工事可能範囲 | 子ども科学館の接道及び敷地境界線について 子ども科学館の接道及び敷地境界線は工事可能範囲か。 | 子ども科学館の接道と駐車場は工事可能範囲となり、接道も駐車場も公園整備としては未着手の部分となります。 |
| 69 | | | 子ども科学館の接道における建築確認申請上の手続き 接道の工事を行った場合の建築確認申請上の手続きは認定計画提出者で行うのか示せ。 | 子ども科学館は、現時点で新築や増築を行い、建築確認申請が必要となる行為を想定していません。したがって、建築物で建築確認申請が発生しない限りは、接道を工事しても手続きは発生しません。 |
| 70 | | | 子ども科学館における駐車場の工事について 子ども科学館周辺を工事する場合の考えを示せ。 | 子ども科学館の周辺を工事する場合は、所管する教育委員会及び子ども科学館の運営者との協議が必要となります。 事業計画提案資料を提出する時点で、教育委員会等と協議する必要はありませんが、子ども科学館周辺を工事することで計画提出し、認定計画提出者となった際は、教育委員会等と協議しながら整理することとなります。 |
| 71 | | | 遺跡の学び館の駐車場について 工事期間中に使用できない場合の対応を示せ。 | 遺跡の学び館で使用している駐車場の使用ができなくなる場合は、その対応について、所管する教育委員会と協議して整理することとなります。 |
| 72 | | | 計画策定範囲内で工事可能範囲から外れている範囲について 平成32年4月にはどのような状況か示せ。 | No66の回答と同じ。 |
| 73 | | | 水路について 工事可能範囲内にある水路を廃止することは可能か。 | 水路は法定外水路（青線）となっており、改修することは可能です。廃止に関しては、廃止できる区間と廃止できない区間があるので、廃止を検討する場合は、公園みどり課と協議して下さい。 |
| 74 | | | ライフラインについて ライフラインに係る資料の提供は可能であるか。 | ライフラインについて必要な資料がある場合は、各管理者に確認をお願いします。 |
| 75 | | | 基本協定書 | 基本協定書について コンソーシアムの場合は、保育園事業者もグループに加入させるべきか。 |

| NO. | P | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|-------|--|--|
| 76 | | 実施協定書 | 実施協定書について 自己資金での事業計画を策定しているが、条文の変更は可能か。 | 実施協定書は市と認定計画提出者で整理することになることから、修正は可能です。 |
| 77 | | その他 | 防災について 河川の氾濫等による被災時に対する市の考えを示せ。 | 災害時の考え方については、市が財産所有する部分については市の責任と負担において復旧し、認定計画提出者が所有する部分または専用的に使用する範囲は、認定計画提出者の責任と負担において復旧するものです。 なお、中央公園の側を流下する一級河川雫石川は、市ではなく国土交通省所管の河川となるため、国土交通省で予算化して防災対策するものであることを申し添えます。 |
| 78 | 駐車場について 公募対象公園施設及び占用物件（保育園）が使用できるか。また、イベントの際の独占利用も可能か示せ。 | | 公募対象公園施設及び占用物件（保育園）の使用は可能ですが、一般の公園利用者の使用に影響がない範囲となりますことから、認定計画提出者は市と協議の上、駐車場の利用範囲を定めることとなります。 イベントの際の駐車場利用についても、毎年提出するイベント計画書提出時に市との協議が必要となることを併せて申し添えます。 | |
| 79 | 関連資料の貸与について 中央公園に関する資料の貸与は可能であるか。 | | CAD データは提供しますので、CAD データが必要な方は盛岡市 都市整備部 公園みどり課に御連絡ください。 なお、その他の資料で借用したいものがあれば御連絡ください。資料の所在や貸与の可否を検討します。 | |
| 80 | 喫煙場の設置について 喫煙場の設置は可能であるか示せ。 | | 公募対象公園施設及び利便増進施設のどちらかになりますが、設置可能です。 喫煙所を設ける場合は、認定計画提出者が専用的に使用する面積としてください。 | |